

| | | |
|-------------------------------|-----------------|---------------------------------|
| 校長室だより NO. 8 平成30年5月10日 | <h1>すべては光る</h1> | 梅園小学校長 たか す りょうへい 高 頂 亮 平 |
|-------------------------------|-----------------|---------------------------------|

「いじめ」について考える

昨年度の3月16日（金）に、総務省より「いじめ防止対策の推進に関する調査の結果に基づく勧告」がされました。これは、いじめの社会問題化を踏まえ、平成25年9月28日に「いじめ防止対策推進法」が施行され、平成29年3月に基本方針が改定されたことによる現状の調査結果となっています。これを受け、今回、文部科学省からの通知として、保護者の皆さんに「知っていますか『いじめ防止対策推進法』、「いじめとは、何か」、「いじめのサイン発見シート」（A3・両面印刷）の印刷物を配付することになりましたので、ご一読ください。

よく「いじめ」は、毎年5～6月頃に多く発生すると言われています。本校も例外ではなく、エスカレートした状況にはないものの、子ども同士のトラブルは、例年、この時期に比較的多く起こっています。そこで、今回、「いじめ」について考えてみることにします。

まず、いじめの定義について、前述の「いじめ防止対策推進法」で、以下のように明らかにされています。

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」

このように、いじめの定義には次の4つの要素しか含まれていません。

- ① 行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童等であること
- ② AとBの間に一定の人的関係が存在すること
- ③ AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④ 当該行為の対象となったBが心理的苦痛を感じていること

かつてのいじめの定義には「自分よりも弱い者に対して一方的に」、「継続的に」、「深刻な苦痛」という要素が含まれていましたが、今回の定義にはそれらの要素は含まれなくなり、いじめは限定的なものではなくなりました。特に、③、④で対象となった子どもが苦痛を感じればいじめと認知されるようになっています。今回の勧告は、このいじめの正確な認知と定義を限定解釈しないことの徹底がねらいとなっています。

最近のいじめの特徴と言いますと、「いじめる側、いじめられる側、どちらの側にも簡単になってしまふ」ことが挙げられます。2010年に国立教育政策研究所がまとめた「いじめ追跡調査」には、小学4年から中学3年までの6年間、約590名の同じ子どもに「あなたは今、いじめを受けていますか」という調査をずっと続けたデータがあります。その6年間のどこかの時期でいじめの被害に遭った経験のある子は



遠足の風景(1年・東公園)

90.3%で、加害経験のある子は88.9%いました。さらに、日本のいじめの場合、約80%がクラス内で起きています。同じクラスで、同じ空気を吸って、仲間であればあるほど、緊密な関係性の中でいじめは起きています。

そうすると、いじめの発生は毎年5~6月に多いということも分かるようです。4月、新しいクラスがスタートします。初めから初対面の子同士では緊密な関係になることはないでしょう。それが、1か月、2か月過ぎる中で、子ども同士で相手のことが分かり始めてきます。残念ながら、いじめの発生の事例を調べてみると、そういうときにいじめが発生していたようです。同じクラスで仲良くなることといじめが同じような過程でなされるということは皮肉なようです。

ここで、学校でいじめをする側の心理を考えてみましょう。小学生の場合、それが単なる「親しみのある悪ふざけ」か「いじめ」か、「いじわる」か「いじめ」かの判断は難しいところがあります。「いじめ」は、相手に心理的等の苦痛を感じさせることで、「いじわる」はわざと相手につらく当たったり困らせたりする、半ば親しみやいたずら心からくるものです。子どもであれば、誰でもそんな心理は多少はもっているでしょう。だから「してよいこと」と「してはいけないこと」との線引きをきちんと肌で感じられるようにしておくことが大切です。そのためには相手の立場になって考える態度が必要になります。しかし、あくまでも「いじめ」の判断の基準は受けた子どもの感情ですので、苦痛を感じさせるのであれば改めなければなりません。いじめは、かつてはいじめられる方にも問題があるというとらえ方もあったようでしたが、いじめる方が絶対に悪いのであって、何としてもこれをやめさせなければなりません。いじめはいじめる人がいなければ起きないので、いじめ対策はいじめる側に向けてすべきこととなります。

参考までに、中学生くらいになると、本当はいじめたくないのだけれど、みんなの手前、いじめざるを得なくなるという心理が働くことがあります。仲間と同調していないと生きていけないという仲間圧力から、いじめの発生につながるということです。

いじめの発生は、子どもの中に「感情」と「意識」のねじれが原因と推察されます。だから、いじめをやめさせるには、いじめる側の「いじめたい感情」に向けて、いじめたくなる気持ちを理解することが大切です。そこでは、「それは誰もが抱く可能性のある感情だから、安心して気持ちを話してください」などという言葉を「いじめ感情」を持ってしまった子どもに投げかけます。あくまで「いじめ感情の肯定」をすることで「いじめの肯定」ではありません。このように「いじめ感情」を理解することは、「いじめ行動」を防ぐ第一歩だと思います。いじめの行動が起らないようにするために、まずはその行動の原動力である感情の存在を認めることです。そして、「なぜ『いじめ感情』が生まれたのか?」「『いじめ感情』を起こさざるを得ないほどの苦しみの正体は何だったのか?」を明らかにしてあげることです。よく考えてみれば誰でも分かることでしょう、誰かをいじめることでのメリットなんてないのだから……。

いじめはないに越したことはありません。しかし、もし発生を認知したのであれば、できるだけ早く学校にお知らせください。学校は全力で解決に当たっていきます。



遠足の風景(4年・家康館)